

公募公告

下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和2年1月24日

厚生労働省所管国有財産部局長
北海道労働局長 福 士 亘

記

1 公募に付する事項

(1) 件名

令和2年度 清涼飲料水自動販売機設置にかかる業者の選定

(2) 自動販売機等設置施設名および住所

○清涼飲料水自動販売機

物件番号	施設名	住所	設置階	設置台数	募集者数
1	釧路公共職業安定所	釧路市富士見3丁目	1階	1台	1者
2	留萌地方合同庁舎 (留萌公共職業安定所)	留萌市大町2丁目	1階	1台	1者
3	岩見沢地方合同庁舎 (岩見沢労働基準監督署)	岩見沢市5条東15丁目	1階	1台	1者

※施設名の()内はその施設の管理庁

(3) 自動販売機等設置期間

令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日

ただし、設置期間(使用許可期間)満了後、国有財産部局長(北海道労働局長)が必要と判断した場合には、一度に限り設置期間(使用許可期間)を更新できることとする。

(4) 設置にかかる仕様等

入札案内書のとおり。

(5) 選定方法

- ① 上記1(2)の各施設に設置する自動販売機等の国有財産使用料(年額)について、一般競争入札を行い、北海道労働局長が定める予定価格(国有財産使用料(年額))以上で、かつ、最高の価格の有効な入札をした者を設置業者と選定する。
- ② 業者の選定にあたっては物件番号ごとに行うこととし、入札金額は総額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。
- ③ その他詳細については入札案内書のとおりとする。

2 入札参加資格

次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者。(未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者。
 - ①契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を働いた者
 - ②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - ④正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑤前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記(3)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札案内書の交付場所及び問合せ先

- ①北海道労働局総務部総務課会計第四係

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階 電話(011)709-2311(内線3524、3579)

- ②釧路公共職業安定所 庶務課

釧路市富士見3丁目 電話(0154)41-1201

- ③留萌公共職業安定所 管理課

留萌市大町2丁目 電話(0164)42-0388

- ④岩見沢労働基準監督署 業務課

岩見沢市5条東15丁目 電話(0126)22-4490

- (2) 参加申込期限

令和2年2月7日(金) 午後5時15分

- (3) 入札書の受領期限及び場所

令和2年2月13日(木) 午後5時15分

北海道労働局総務部総務課会計第四係(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階)

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年2月14日(金) 午前10時00分より

北海道労働局会議室(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎7階北側)

なお、開札立会希望者については、事前に北海道労働局総務部総務課会計第四係あて連絡すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、国有財産部局長から、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

国で算定した国有財産(建物)の年間使用料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
なお、落札者は北海道労働局長に対し「国有財産使用許可申請」を行うこと。

(6) その他

詳細は入札案内書による。

令和2年度
清涼飲料水自動販売機設置にかかる業者の選定
入札案内書

参加申込期限 令和2年2月 7日 (金)

開 札 日 令和2年2月14日 (金)

厚生労働省 北海道労働局総務部総務課

目 次

申込みから設置までのながれ	2
清涼飲料水自動販売機等の設置にかかる業者の選定募集要領	
1 自動販売機等を設置する施設	3
2 入札参加資格	3
3 設置条件等	4
4 自動販売機等の仕様等	4
5 入札参加申込	5
6 入札受付期間及び場所	5
7 入札手続	5
8 開札日時及び場所	6
9 落札者の決定	6
10 使用許可申請	6
11 使用許可及び使用料	7
12 問い合わせ先	7

【資 料】

自動販売機等設置場所図

- 1 釧路公共職業安定所
- 2 留萌地方合同庁舎
- 3 岩見沢地方合同庁舎

【様 式】

- 1 入札参加申込書
- 2 誓約書
- 3 入札書
- 4 委任状
- 5 開札立会い届出書
- 6 国有財産使用許可申請書
- 7 役員名簿
- 8 国有財産使用許可書

【入札関係書類の提出方法】

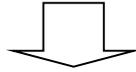
【別 紙】

清涼飲料水自動販売機等の設置にかかる業者の選定 施設別仕様書

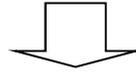
- 1 釧路公共職業安定所
- 2 留萌地方合同庁舎
- 3 岩見沢地方合同庁舎

申込みから設置までの流れ

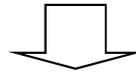
【公 示】 令和2年1月24日（金） 入札関係資料配付開始
この案内書をよくお読みのうえ、お申込みに備えてください。



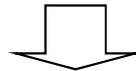
【現地確認】
参加申込書類の提出前に、必ず現地等を確認してください。
なお、現地確認を行う場合、事前に各所属担当者に連絡願います。



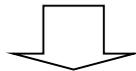
【参加申込】
入札参加申込書、誓約書を参加申込期限（令和2年2月7日（金））までに提出してください。



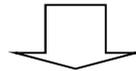
【入札書の提出】
・入札書を受領期限（令和2年2月13日（木））まで郵送又は持参にて提出をお願いします。
・郵送の場合、必ず簡易書留郵便により提出して下さい。
・持参の場合、北海道労働局総務部総務課会計第四係までお持ちください。
（受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15 土・日・祝日除く）



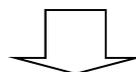
【入札及び開札】 ※開札 令和2年2月14日（金） 午前10時～
・開札は物件番号毎に行います。
・開札立会希望者については、事前に連絡願います。
・入札結果は文書等によりお知らせします。
・落札者には、「国有財産使用許可申請書」ほか必要書類を令和2年2月28日（金）までに提出していただきます。



【使用許可】
当課より「国有財産使用許可書」を送付します。



【設 置】
令和2年4月1日より使用できるよう、設置施設管理担当者と打ち合わせを行ったうえで設置してください。



【納付書の送付】
自動販売機等の設置後、当課より国有財産使用料にかかる納付書を送付しますので、期日までの納付をお願いします。

清涼飲料水自動販売機等の設置にかかる業者の選定募集要領

1 自動販売機等を設置する施設

(1) 清涼飲料水自動販売機

物件 番号	施設名	住所	設置階	設置 台数	募集 者数
1	釧路公共職業安定所	釧路市富士見3丁目	1階	1台	1者
2	留萌地方合同庁舎 (留萌公共職業安定所)	留萌市大町2丁目	1階	1台	1者
3	岩見沢地方合同庁舎 (岩見沢労働基準監督署)	岩見沢市5条東15丁目	1階	1台	1者

※施設名の()内はその施設の管理庁

2 入札参加者資格

次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を働いた者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - ④ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑤ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記(3)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置条件等

- (1) 自動販売機等の設置にあたっては、国有財産を使用するものであることから、国有財産法に基づく所要の手続きを行うこと。
- (2) 自動販売機等にかかる電気料については、毎月末（休日の場合翌営業日）締めによる使用電力の料金負担を伴うこと。（子メーターの設置が必要となること。）
- (3) 自動販売機等の設置にあたり、転倒防止対策を講じること。
- (4) 自動販売機等の設置期間（使用許可期間）は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年とする。

ただし、設置期間（使用許可期間）満了後、国有財産部局長（北海道労働局長）が必要と判断した場合には、一度に限り設置期間（使用許可期間）を更新できることとする。

また、設置期間（使用許可期間）の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により国有財産部局長（北海道労働局長）まで申請しなければならないこと。
- (5) 設置期間（使用許可期間）満了に伴う自動販売機等の撤去及び原状回復等の費用は設置業者が負担すること。
- (6) 設置期間（使用許可期間）が満了する前に、設置者の都合により自動販売機等を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の2月前に国有財産部局長（北海道労働局長）に対し書面により通知すること。

4 自動販売機等の仕様等

(1) 共通事項

- ① 自動販売機等を設置する施設に対する販売手数料は不要とする。
- ② 利用者トラブル、機械故障時等の緊急対応を行うこと。
- ③ 自動販売機等の設置、移動、保守、点検、品質管理、機械内の清掃、売上金の管理等、全てにおいて設置業者により実施すること。
- ④ 釣銭の補充は、原則、各設置施設開庁日に毎日実施すること。ただし、販売の状況により各施設管理担当者との協議の上、実施回数の変更は可能とする。
- ⑤ 自動販売機等の設置等に関して疑義が生じた場合は、各施設管理担当者の指示に従うこと。

(2) 清涼飲料水自動販売機

- ① 設置する清涼飲料水自動販売機は、冷媒にオゾン層を破壊する物質及び代替フロンが使用されていないノンフロン冷媒機又は低GWP冷媒機（R744、R600a、R1234yfなど）であること。
- ② 設置する清涼飲料水の容量別の販売価格は、別紙「施設別仕様書」のとおりとすること。
- ③ 販売品目はペットボトル・缶飲料製品（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトル又は缶などの密閉式容器入りの飲料）とすること。また、酒類の販売は行わないこと。
- ④ 空き容器の回収については、回収ボックスを設置し、既設の回収ボックスを含め、原則、各設置施設開庁日に毎日実施すること。ただし、販売の状況により各施設管理担当者との協議の上、実施回数の変更は可能とする。
- ⑤ 商品の補充は、原則、各設置施設開庁日に毎日実施すること。ただし、販売の状況により各施設担当者との協議の上、実施回数の変更は可能とする。

5 入札参加申込

- (1) 申込期間 令和2年1月24日(金)～令和2年2月7日(金)
午後5時15分(必着)まで
- (2) 提出書類 入札参加申込書 **様式1**、誓約書 **様式2**
- (3) 提出先 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階南側
北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当)
電話 011-709-2311(内線3524・内線3579)
- (4) 受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15
なお、土・日曜日及び祝日の受付は行いません。

6 入札受付期間及び場所

- (1) 受付期間 令和2年2月10日(月)～令和2年2月13日(木)
午後5時15分(必着)まで
- (2) 受付場所 札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当)
TEL 011-709-2311(内線3524・内線3579)
- (3) 受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15
なお、土・日曜日及び祝日の受付は行いません。

7 入札手続

(1) 入札書の作成

- ① 入札書は、1物件につき1通作成する必要があること。
- ② 入札書は、北海道労働局から配布を受けた所定の用紙を使用し、必要事項を記入のうえ、記名・押印し提出する必要があること。
- ③ 入札書の記入にあたって筆記用具を使用する場合は、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具(鉛筆不可)を使用のうえ、記入内容を書き損じたときは、新たな用紙の配布を受けて書き直すこと。

(2) 提出する書類

- ① 入札書提出用封筒(物件番号ごとに作成し物件番号及び入札者の名称を記載)
- ② 入札関係書類提出用封筒
- ③ 入札書 **様式3**
- ④ 委任状(代理による入札の場合のみ **様式4**)
- ⑤ 開札立会い届出書(開札の立会いを希望する場合のみ **様式5**)

(3) 提出方法

- ① 入札書提出用封筒に当該物件番号の入札書のみを入れて封をすること。
- ② 入札関係書類提出用封筒に入札書提出用封筒を、必要に応じ委任状及び開札立会い届出書を封入し、裏面に「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「名称」を記入すること。
- ③ 入札関係書類提出用封筒を、北海道労働局総務部総務課会計第四係あてに、簡易書留郵便により提出期日までに提出すること。(持参による提出も可。)
- ④ 提出期限である令和2年2月13日(木)午後5時15分までに到達しない入札関係書類は受付できないので、十分に余裕をもって提出すること。

なお、提出された入札関係書類は、その事由の如何にかかわらず引換、変更又は取消しを行うことはできないので注意すること。

8 開札日時及び場所

(1) 開札日時

令和2年2月14日（金）10:00～

以下のとおり物件番号ごとに開札を行う。

物件番号	施設名	住所	設置台数	募集者数	開札時間
1	釧路公共職業安定所	釧路市富士見3丁目	1台	1者	10:00
2	留萌地方合同庁舎 (留萌公共職業安定所)	留萌市大町2丁目	1台	1者	10:30
3	岩見沢地方合同庁舎 (岩見沢労働基準監督署)	岩見沢市5条東15丁目	1台	1者	11:00

※施設名の（ ）内はその施設の管理庁

(2) 開札場所

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎7階北側
北海道労働局会議室

(3) 開札への参加

入札の開札参加希望者は、入札受付期間中に「開札立会い届出書」様式5を提出すること。なお、開札会場への入場は入札者及びその代理人のみであること。

(4) 開札結果

文書により入札者全員に通知すること。また、北海道労働局HPにおいて入札者の名称、順位及び入札金額等を公表すること。

なお、落札者に対しては、北海道労働局担当者より直接連絡をすること。

9 落札者の決定

(1) 開札の結果、北海道労働局長が定める予定価格（国有財産使用料（年額））以上で、かつ最高の価格の有効な入札をした方を落札者と決定する。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、全物件の開札終了後、直ちにくじによって落札者を決定する。

なお、当該入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者にくじを引かせて落札者を決定すること。

(3) 開札の結果、北海道労働局長が定める予定価格（国有財産使用料（年額））以上の応札がなかった場合は、後日、当該物件に応募した者を対象とし再入札を行う。

なお、再入札の日時については、別途連絡する。

10 使用許可申請

落札者は、北海道労働局長に対し以下の書類を令和2年2月28日（金）午後5時15分までに郵送又は持参により提出すること。

- ①国有財産使用許可申請書 様式6
- ②配置図（自動販売機の配置場所がわかる庁舎平面図）
- ③外形図（設置機器の寸法及び設置面積がわかるもの）
- ④カタログ（設置機器の外見、仕様がわかるもの）
- ⑤役員名簿 様式7

1.1 使用許可及び使用料の納付

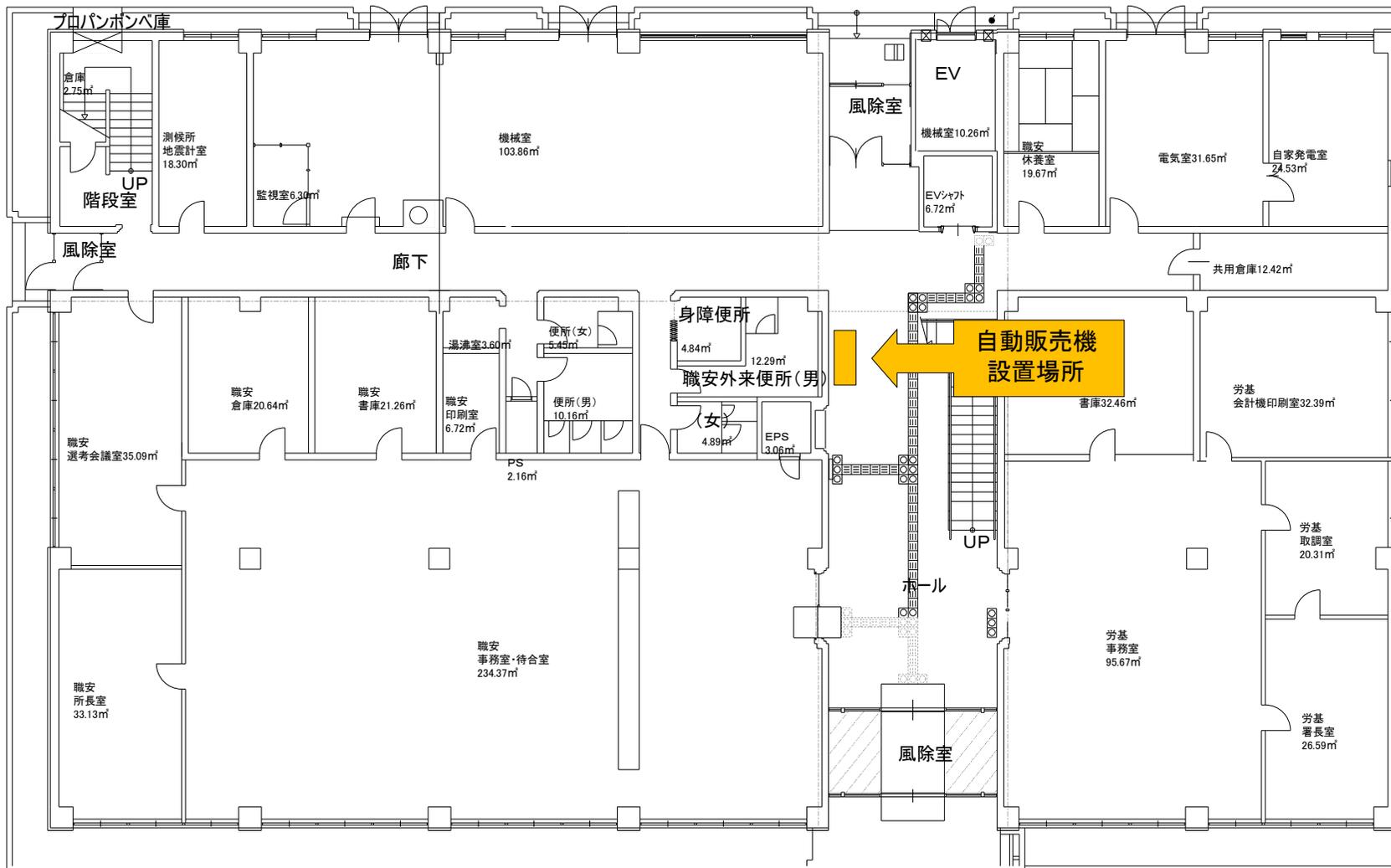
- (1) 落札者より提出のあった国有財産使用許可申請ほか提出書類の審査後、国有財産部局長より「国有財産使用許可書」様式8を送付するので、内容確認のうえ、令和2年4月1日より自動販売機の設置及び使用ができるように設置施設管理担当者を通じ準備等を進めること。
- (2) 使用料については、使用許可の開始に合わせて、当課より納付書を送付するので、落札者は指定の納付期限までに使用料（年額）を納付すること。

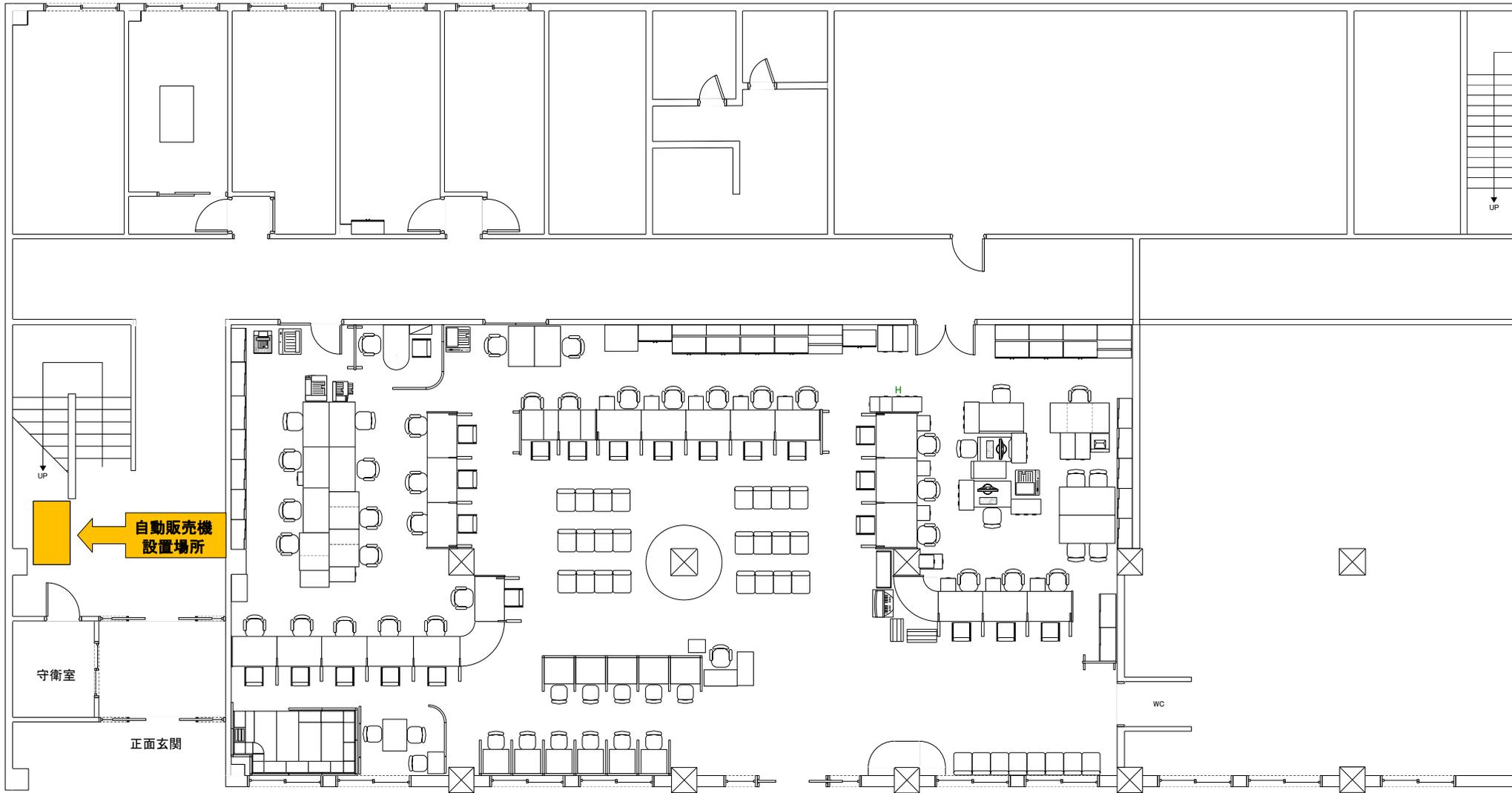
1.2 問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

TEL 011-709-2311（内線3524・内線3579）







ハローワーク

入札参加申込書

国有財産部局長
北海道労働局長 福士 亘 殿

(入札者)
所在地
商号又は名称
代表者名

④

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申込します。
また、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- 調達案件名称 令和2年度 清涼飲料水自動販売機設置にかかる業者の選定
- 開札日 令和2年2月14日(金)
- 参加希望物件(□内にレ点をつけてください。)

参加希望	物件番号	施設名
<input type="checkbox"/>	1	釧路公共職業安定所
<input type="checkbox"/>	2	留萌地方合同庁舎
<input type="checkbox"/>	3	岩見沢地方合同庁舎

- 添付書類 誓約書

誓約書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 19 により変更後の役員名簿を提出いたします。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

厚生労働省国有財産部局長
北海道労働局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

㊞

入札書

国有財産部局長
北海道労働局長 殿

	住所所在地	
入札者	商号又は名称	
	代表者名	㊟
	住所	
代理人	氏名	㊟

物件番号	
金額	百万 千 円

上記のとおり入札案内書等を承諾のうえ入札します。

(注)

- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 2 物件番号欄には、入札案内書P3の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
- 3 代理人によって入札するときは、入札者の住所、名称、代表者名のほか、代理人の住所、氏名を記入し代理人の印を押印してください。
- 4 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
- 5 入札金額は総価を記入して下さい。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 6 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 7 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

令和 年 月 日

委任状

国有財産部局長
北海道労働局長 殿

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

印

私は、(住 所)
(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

令和 年 月 日

次の入札に関する一切の件。

令和2年度 清涼飲料水自動販売機設置にかかる業者の選定

物件番号	
------	--

令和 年 月 日

開札立会い届出書

国有財産部局長
北海道労働局長 殿

住所所在地

入札者 商号又は名称

代表者名

㊟

住所

代理人

氏名

㊟

下記の物件にかかる開札に立会いを希望するので届け出ます。

記

物件番号	
------	--

令和 年 月 日

厚生労働省国有財産部局長
北海道労働局長 殿

申請者 住所
氏名 (代表者) 印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

- 使用しようとする財産
(1) 所在 ○○市○○区○○町○条○丁目○ー○
(2) 区分 建 物
(3) 数量 ○○.○㎡
- 使用しようとする理由
○○○○の一般来庁者に対するサービスと職員等の福利厚生を提供するため、清涼飲料水自動販売機の設置場所として使用する。
- 利用計画 (事業計画)
清涼飲料水自動販売機 台
- 使用しようとする期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- その他参考となるべき事項

国有財産使用許可書

殿

厚生労働省所管国有財産部局長
北海道労働局長 福士 亘

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることはできない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取り消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料は、 円（うち消費税相当額 円）とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（物件保全義務等）

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、部局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

入札関係書類の提出方法

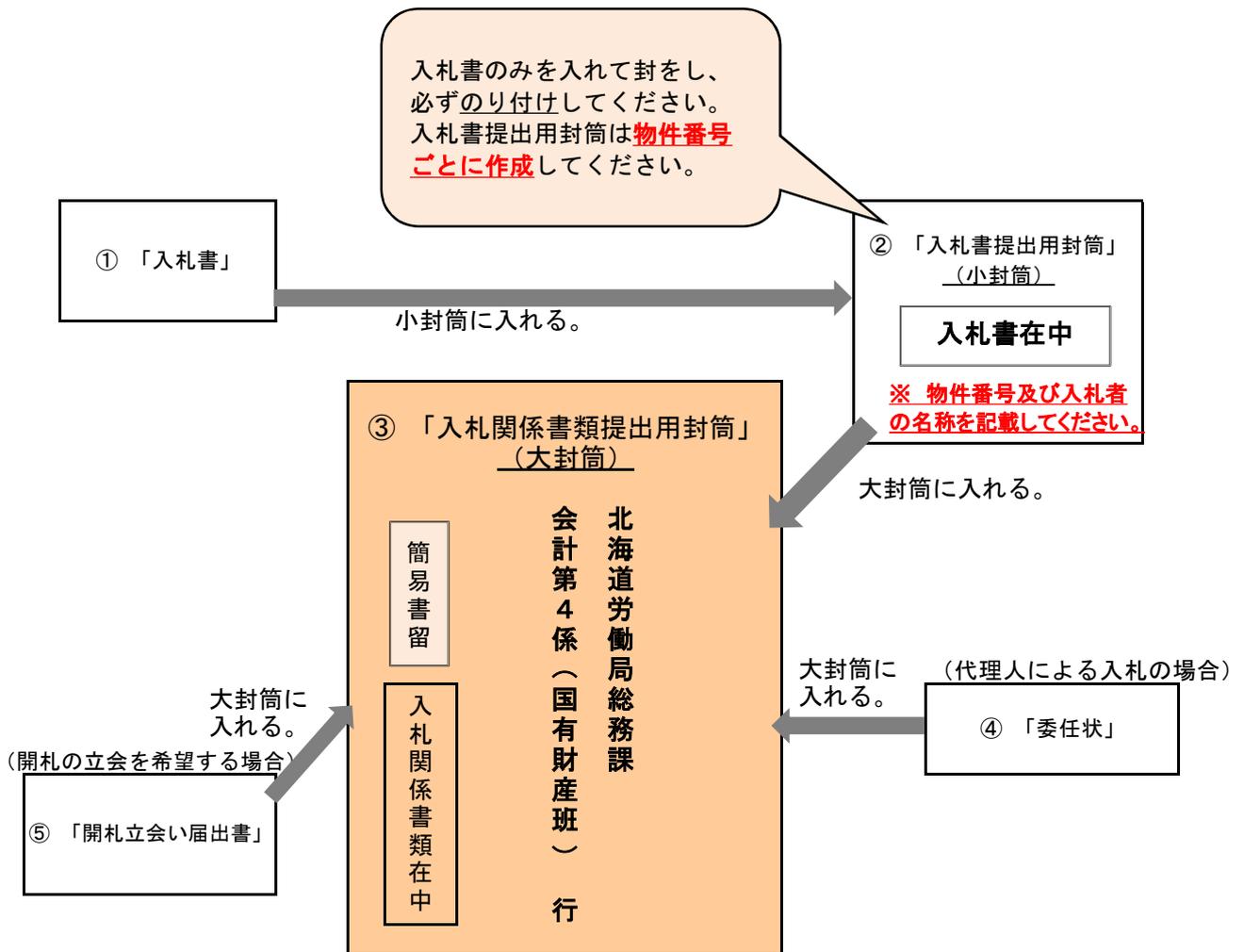
- 【提出書類】
- ① 「入札書」
 - ② 「入札書提出用封筒（小封筒）」
 - ③ 「入札関係書類提出用封筒（大封筒）」

（代理人による入札の場合）

- ④ 「委任状」

（開札の立会を希望する場合）

- ⑤ 「開札立会い届出書」



- ※ 入札書等の作成にあたって筆記用具を使用する場合は、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用ください。（鉛筆不可）
- ※ 入札関係書類に押印する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）をご使用ください。
- ※ 不明な点がございましたら、別途電話等で北海道労働局総務課会計第四係あてお問い合わせください。

別紙

清涼飲料水自動販売機等設置に
かかる業者の選定施設別仕様書

令和2年1月

厚生労働省 北海道労働局総務部総務課

施 設 別 仕 様 書

物件番号	1		
施設名	釧路公共職業安定所		
設置する機種	清涼飲料水自動販売機		
設置場所	1階		
設置台数	1台		
設置可能寸法 (最大外形) (mm)	W	1,200	D 780 H 1,980

※D（奥行）には背面スペース（100～200mm）分を含む。

自動販売機（清涼飲料水等）の仕様

400ml以上の缶・ペットボトル商品	100円以下
400ml未満の缶・ペットボトル商品	80円以下
その他の商品については、設置施設に事前確認のうえ設置すること。	

回収ボックスの設置を要する台数

台数	2台	設置スペース	W750 D550
----	----	--------	-----------

その他特記事項

○参考データ

- ・販売実績 10,800本/年
- ・職員等数 75人
- ・来庁者数 51,000人/年

※販売実績及び来庁者数は過去の実績ですのでご注意ください。

施 設 別 仕 様 書

物件番号	2		
施設名	留萌地方合同庁舎（留萌公共職業安定所）		
設置する機種	清涼飲料水自動販売機		
設置場所	1階		
設置台数	1台		
設置可能寸法 (最大外形) (mm)	W	1,500	D 1,050 H 2,000

※D（奥行）には背面スペース（100～200mm）分を含む。

自動販売機（清涼飲料水等）の仕様

500ml以上の缶・ペットボトル商品	110円以下
450mlのペットボトル商品	90円以下
450ml未満の缶・ペットボトル商品	80円以下
その他の商品については、設置施設に事前確認のうえ設置すること。	

回収ボックスの設置を要する台数

台数	3台	設置スペース	W1,200 D500
----	----	--------	-------------

その他特記事項

○参考データ

- ・販売実績 6,300本/年
- ・職員等数 30人
- ・来庁者数 36,000人/年

※販売実績及び来庁者数は過去の実績ですのでご注意ください。

施 設 別 仕 様 書

物件番号	3		
施設名	岩見沢地方合同庁舎（岩見沢労働基準監督署）		
設置する機種	清涼飲料水自動販売機		
設置場所	1階		
設置台数	1台		
設置可能寸法 (最大外形) (mm)	W	1,000	D 1,050 H 2,500

※D（奥行）には背面スペース（100～200mm）分を含む。

自動販売機（清涼飲料水等）の仕様

500m l 以上の缶・ペットボトル商品	110 円以下
500m l 未満の缶・ペットボトル商品	90 円以下
その他の商品については、設置施設に事前確認のうえ設置すること。	

回収ボックスの設置を要する台数

台数	1 台	設置スペース	W500 D1,050
----	-----	--------	-------------

その他特記事項

○参考データ

- ・販売実績 実績なし
- ・職員等数 111人
- ・来庁者数 800人/月

※来庁者数は過去の実績ですのでご注意ください。